

【概要】

目黒区地域防災計画

(令和8年修正)

第1 東京都地域防災計画火山編（令和7年）の修正に伴う修正

【計画本冊第5部第1章P238～】

富士山で大規模な噴火が発生した場合に、多量の降灰による被害が発生するおそれがあるため、富士山の大規模噴火への対応を示し、富士山降灰対策の推進を目的とした対策を追加します。

なお、富士山噴火降灰対策の内容は、東京都地域防災計画火山編/第3部富士山噴火降灰編との整合を図った内容としています。

1 富士山降灰対策

① 火山灰の収集及び処分

【火山灰の除灰・収集・運搬】

火山灰の除灰、収集、運搬は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとします。なお、宅地等に降った火山灰は、所有者又は管理者が除去し、区が指定する集積場所へ搬出することを原則とします。

【火山灰の処分・最終処分場の確保】

都内で想定される降灰は大量で広範囲に及ぶことが想定されるため、海上投棄に対する柔軟な対応など、処分を行うための法的整備を早急に進めるよう、都は、国に対し、引き続き要望していくことから、区はこの方針に従うものとします。

第2 その他修正

1 時点修正

【計画全体】

前回修正時（令和5年）から、区及び関係機関による追加・変更等があった各種情報等の更新を行います。

【主な例】

- ・避難所等
- ・備蓄倉庫（備蓄品）
- ・地域防災無線
- ・輸送拠点
- ・各種名簿
- ・各種協定
- ・防災マップ
- ・土砂災害ハザードマップ 等

以 上